

石川県立加賀高等学校

いじめ防止基本方針



目 次

1	いじめの定義	・・・ 2
2	いじめの防止等に関する基本的方針	・・・ 4
3	いじめの防止等のための対策	・・・ 5
	（1）基本施策	
	ア 学校におけるいじめの防止	
	イ いじめの早期発見のための措置	
	ウ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策	
	（2）いじめ防止等に関する措置	・・・ 6
	ア いじめの防止等のための組織づくり	
	イ いじめに対する措置方法	
	（3）重大事案への対処	・・・ 7
	（4）警察への通報・相談に係わる基本的な考え方	
	（5）学校において生じる可能性がある犯罪行為	
4	いじめ問題対策チームの設置とその対応	・・・ 8
5	主な相談機関	・・・ 9

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

尚、起こった場所は学校の内外を問わない。

この「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害を生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。

※平成25年9月28日施行「いじめ防止対策推進法」より

<留意点>

・個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

・いじめには、多様な態様があることに鑑み、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

・いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「法」第22条に基づく「いじめ問題対策チーム」を活用して行う。

・「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

・「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

・けんかやふざけあいであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

・行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケース（例えば、インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など）についても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については、「法」の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

・いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合において、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。下記のような場合、学校は「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。

※好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合。

※軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合。

ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、「いじめ問題対策チーム」において情報共有することは必要である。

2 いじめの防止等に関する基本の方針

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめ問題に関する生徒理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(いじめの禁止)

生徒は、いじめを行ってはならない。

※「いじめることは人間として絶対に許されない」との強い認識を持つこと。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者・警察他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

※被害生徒の立場に立った親身な指導を実施すること。

※いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを有していること。

※いじめの問題は、教師の生徒観や指導の在り方が問われる問題であること。

※家庭・学校・地域社会すべての関係者がそれぞれの役割を果たし、取り組む必要があること。

(いじめのサイン)

① 表情や行動、態度

沈んだ表情。口をききたがらない。わざとはしゃぐ。ぼんやりとした状態にいる。

② 服装

シャツやズボンが破れている。ボタンが取れている。衣服の汚れが目立つ。

③ 身体

顔や体にあざ。マジックで体にいたずら書き。登校時に身体の不調を訴える。顔がむくんでいたり青白い等

④ 周囲の様子

授業時に特定の生徒が発言しても周囲の反応がない・冷ややか。人格を無視したあだ名をつけられる。よくからかわれたり無視されたりする。発言に爆笑がおきる。集会時に特定の生徒との空間が大きい。特定の生徒の物が頻繁になくなる。

3 いじめの防止等のための対策

(1) 基本施策

ア 学校におけるいじめの防止

- ① 学校の最重点目標の一つに「安全に安心して通える学校」を掲げ、弱い者いじめや卑怯な振る舞いを許さず、見過ごすことのないように組織的に取り組む。事案によっては教職員の共通理解、共通認識を図るために、サーバー上での日誌を作成する。
- ② 教職員は授業改善し、生徒が主体的に規律正しく学習に集中できるよう努め、自己有用感の醸成を図る。
- ③ 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力（コミュニケーション力）を養うため、すべての教育活動を通じ人権教育の充実を図る。
- ④ 保護者並びに警察・地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に係る生徒会の取組に対し支援を行う。（生徒会執行部より年間数回の啓蒙活動を行う）
- ⑤ いじめ防止の重要性に関する理解を深めるため、啓発・徹底を目的とした人権講話・防犯教室等を実施する。

イ いじめの早期発見のための措置

① いじめ調査

いじめを早期に発見するため、個人面談の充実を図るほか、在籍する生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

- ・生徒対象いじめアンケート調査 年5回（5月、7月、10月、12月、2月）
- ・保護者対象いじめアンケート調査 年2回（7月、12月）
- ・教育相談を通じた学級担任・教科担任による聞き取り調査 年1回（6月）

② いじめ相談体制

生徒及び保護者がいじめに関わる相談を行うことができるよう次のとおり相談体制の整備を行う。

- ・スクールカウンセラーの活用
- ・相談室の活用
- ・保健室との連携

③ いじめ防止等のための対策に従事する人材確保及び資質の向上

いじめの防止等のための対策に関する研修を計画し実施する。いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。

ウ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他インターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的な対処できるように、必要に応じて警察等と連携しながら、研修等を行う。

(2) いじめ防止等に関する措置

ア いじめの防止等のための組織づくり

平時からいじめの問題に的確に対応できるよう備えるとともに、いじめの発見には、早期から組織的な積極的対応を行うため、「いじめ問題対策チーム」を設置する。

<構成員>

校長、教頭、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、学年主任
生徒指導サポーター、スクールカウンセラー

<活動内容>

- ① いじめ問題対策チーム（常設）の機能化
- ② いじめ対応アドバイザーの活用
- ③ 外部関係機関との連携
- ④ いじめ防止基本方針の策定・取組の検証・改善
- ⑤ いじめの問題に対する点検及び研修会等の実施
- ⑥ アンケート調査等の結果の検証及び事後指導の継続
- ⑦ 生徒会の自主的活動支援
- ⑧ 相談窓口の周知

イ いじめに対する措置方法

- (1) いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- (2) いじめの事実が確認された場合は、いじめを止めさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (3) いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるために必要があると認められたときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- (4) いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- (5) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携をして対処する。
- (6) いじめに係る行為が止んでいる状態から少なくとも、3か月以上観察を継続的に行う。 (H29 改定)

(3) 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査実施する。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

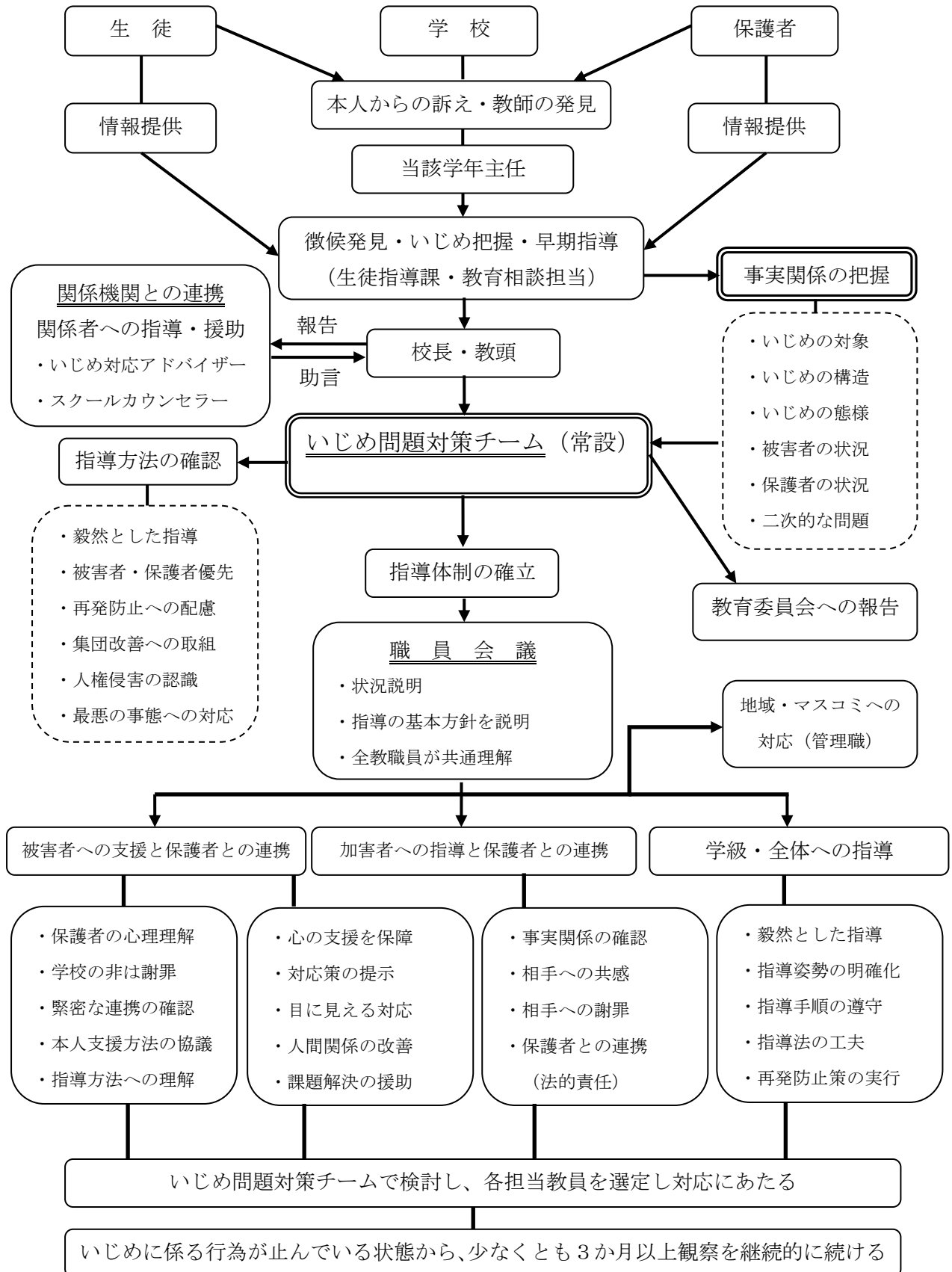
(4) 警察への通報・相談に係わる基本的な考え方

- ① 学校や教育委員会においていじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難である場合において、その生徒の行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められるときは、被害生徒を徹底して守り通すという観点から、学校においてはためらうことなく早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取ることが重要である。
- ② いじめられている生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような場合には、直ちに警察に通報することが必要である。

(5) 学校において生じる可能性がある犯罪行為

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
「脅迫」「名誉毀損」「侮辱」
- ② 仲間はずれ、集団による無視。
* 刑罰法規には抵触しないが、他のいじめと同様に毅然とした対応が必要
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
「暴行」
- ④ ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする。
「暴行」「傷害」
- ⑤ 金品をたかられる。
「恐喝」
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
「窃盗」「器物破損」
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
「強要」「強制わいせつ」
- ⑧ パソコンや携帯電話等の電子機器で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
「名誉毀損」「侮辱」

4 いじめ問題対策チームの設置とその対応



5 主な相談機関

- ・24時間子供SOS相談テレホン 076-298-1699 (24時間受付)
- ・石川県こころの健康相談センター 076-238-5761 (月～金 8:30～17:15)
- ・石川県家庭教育電話相談 076-263-1188 (月～金 9:00～17:00)
- ・石川県中央児童相談所 076-223-9553 (月～金 8:30～17:45)
- ・子どもの人権110番 0120-007-110 (月～金 8:30～17:15)
(金沢地方法務局)
- ・小立野青少年育成センター 076-231-1603 (月～金 9:00～16:00)
(金沢少年鑑別所内)
- ・いじめ110番 0120-617-867 (月～金 24時間受付)
- ・小松市教育センター 0761-21-7958 (月～金、第2・4土
9:00～20:00)
- ・チャイルドラインいしかわ 0120-99-7777 (月～土 16:00～21:00)
- ・石川県南加賀保健福祉センター 0761-22-0792 (月～金 8:30～17:15)
(地域支援課)
- ・加賀市こども課 0761-72-7856 (月～金 8:30～17:15)